

事態ではないかというふうに思ふんですね。これはC9で済んで、つまり三機で済んで、しかし、もっと大量のが来るときも態様の变化ではないんだと、事前に連絡しなくてもいいんだというふうにされては大変困るわけで、ぜひそのようなことにつまりましては情報を張りのぐらしてほしいというふうに思ふんですね。

特にこのフィリピンの問題に関して、やはり沖縄の嘉手納に移駐するということだ。マスコミその他でも報道されているわけですから、それが日本のつまり横田基地に影響があるかどうかというのをやはりまず考えようという姿勢がどうして欲しいかと思ふんですね。それが直接市民に影響を加える、与えるようなことがそのワークが締まることで横田に影響があるのか、ないのかというふうに僕はやっはり考えるのが自然だろうと思うんですね。そしてやがて嘉手納に大量の戦闘機が移駐をするんだがと、嘉手納町でも反対の決意を挙げるんだがなということは別に沖縄の新聞ではなくて、日本のいわゆる朝日や毎日というような新聞にも出てくるわけですから、その限りではむしろはむしろアンテナを張りのぐらで市民生活にどうなるか、つまり今福王の中ではやはり市民生活に一番具体的に影響を与えているというのは騒音だろうというふうに思ふんですね。ほかの問題

題については、つまり市の自治体そのものの努力で解決する問題、たくさんあるわけですよ。下水道の問題にしてもほかの環境の問題にしても市が頑張れば、自治体が頑張れば済むということがありますけれども、よく保がここにやってきている問題に関してはその努力だけでは済まないわけですよ。自治体が飛ぶなとか余り飛ぶなでくれと言ふのはできるけれども、現実には手は打てないわけですよ。下水道を掘って管を埋設すればさういふ話が始まるというのとじゃないわけですから。

その限りでは今もう一回、やはり二月二日の百四十六回というところでは、市長は何々今聞いて初めて知ったようなことをおっしゃっていますね、ここ、ちよと伺ったんですけれど、三が日は飛行機を自粛してくれというふうにおっしゃって、結果はどうなっているかということをお調べになったことがあるのか、ないかをちょっと伺いたいんですね。初めて今聞きましては済まない話なんです。三が日は自粛してくれと言ったんですから、結果はどう聞いたのか、つまりやったことの責任はどうかというふうなことをについてはないんですね。それは大変に不適切な態度ではないかと思ふんですね。言ったんだから三が日は自粛してくれたのかどうかという

ことについては、市長さんはどういう形でその後追いをなさったのかというところ、この
基地問題の最後に伺っておきたいと思っておりますね。

ウケじゃないと、要するに言ひ放しで三日何とかな自粛して夜は飛ばないでくれ
と言ったけれど、飛ばれちゃったというところでは話にも何にもならないと思っておりますね。
市民の皆さんは市長さんが三日自粛してくれというふうに米軍に言ったことに
ついてはやはりかなりの信頼感を持つと思っておりますよ。言ってくれたんだは、三日日
だけでもせめて静かにしてほしいというふうに市長さんも思っているんだはと、あり
がたい話と思うわけですよ。でも現実には最大飛来指数に一月の二日からな
っちゃった。元旦明けたらなっちゃったというところに聞いたら一体どういうふうに後
追いをしたのか。しなかつたらしなかつたで結構ですけれども、ここについての責
任はどうおとりになるのかというところを伺っておきたいというふうに思っています。
それから指紋押捺の件で、今伺いましたところ、早急に都に指導を仰
ぎたいというところ。

それから、こういうふうに理解してよろしいんですか、部長。最後に昨年
度は、五十九年度は三十人の切りかえがあったと。これは何人ぐらいの予定で

すか。それからもう一つは直ちに告発は考えないで説得をするんだという
のは、弾力的な運用であるというふうな理解でよろしいんですか。つまり
その場で拒否はした、すぐ告発ではなく、ちよつと時間かけてもとにかく説
得をしようというところ。むしろ時間をかけて説得というのは、非常に行政的な

ことからいいますと、その間に外務省などの考え方や対応が少し法務省な
りが変わっていくんじゃないかというのは、そういうふうにはおっしゃらないだろうか、
僕なんか思うわけですよ。すぐ告発するのではなく、時間をかけてでもその人

にそのことについての問題の解決を図っていくというふうな形で、いわゆる新聞の
言うところの、つまり慎重かつ丁寧なる対応をうちあげると。論調によつて
は自治体そのものがすぐ告発することのためにためらいを感じているのではないかと
いうふうな論調もあるんですが、こういうことではなくて、慎重にやるべきだと
お考えなのですかに直ちに告発は考えないというふうに理解をしてよろしい
のかどうかというところについてもあわせて伺っておきたいと思っております。

以上、二点です。

○市長(田村匡雄君) 自席から答弁をさせていただきます。

遠藤議員さんのおっしゃる通り、チームスピリット、おっしゃる通り連絡が本
かりでなし、またクラーク基地の修理によりましてC9の飛来等のことにつしま
して現実には連絡がなされたわけでございます。このことにつきまして強く私ど
もの方から今後このことについて防衛施設庁に、また米軍についても絶
対今後こういうことのないようにひとつ申し入れたいというふうに考えられておるわ
けでございます。

それから一月の三日の飛行の件でございますけれども、飛行回数が正直
申し上げて、このようになっていくというところは私も正直のところ初めて聞いたんでござい
まして、このことについてよく調べまして、もう一回よく調べた上でございまして、何らか
の方法で米軍当局並びに防衛施設庁の方へ申し入れをしてみたいというふうに
考えられております。

よろしくお願ひしたいと思います。

○市民部長(古谷正夫君) 第一点のことしの該当者数というふうなことでござい
ますけれども、ことし六十一年の四月一日から六十一年の三月三十一日までの該当者
登録を切りかえる該当者でございまして、三百二十三人予定しております。

それから第二点目の話し合いというふうな関係でございまして、私ども
は時間をかりて十分話し合いをしていきたいというふうな考えでございまして、
以上でございます。

○議長(田村中郎君) 十二時十分まで休憩いたします。

午前十時五十九分 休憩

午前十時十二分 開議

○議長(田村中郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問をします。

○十二番(遠藤洋一君) 最後にしたと思います。

基地の中で一番最後にやはり問題に僕がしました。実は大変うかつな話
ですけれども、一月二日に友人に飛行量が多いたいというところは僕自身も気がつ
かなかたんですね。これを見て随分驚いたわけです。朝から僕の場合は酒
飲んでわからなかつたのかなと思つてゐるんですけれども、少くともやはり三
日につらまして、先のこと、ことしの末から来年のこともありそうですので、

御調査を願いたいというふうに思つて終わりたいと思います。

それから一番最後の指紋につきましても、部長の御返答でとにかく説得をする人だと。拒否をした途端にその場が告発をするようなことはない人だと。説得をしていくということを聞きまして納得をしていきたいと思ひます。

それから最後に登壇のときに申し上げましたけれども、保育園の問題に關しましてはこれまでと同様に都立保と月園の市移管ということは、やはりまだ十分な問題から考へてみても、特に現実に起きた羽村での様子から考へても都立のままですつとつていた方がいいことだと思うので、今までにしてきたと思います。これで終わりたいと思ひます。

○議長(田村市郎君) 要望ですね。(はいと叫ぶ者あり)

以上で一般質問を終わります。

○議長(田村市郎君) 日程第二議案第六号 福生市交通安全対策協

議会条例と議題といたします。

本条例について、提案理由の説明を求めます。

(市民部長 古谷正夫君登壇)

○市民部長(古谷正夫君) 御指名をいただきましたので、議案第六号 福生市交通安全対策協議会条例につきまして、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

福生市は昭和五十八年十月に、市民の生命と安全を守り健康で明るい生活が営まれる町を目指し、全市民一体となって交通事故の全滅を期するという目的で、議員各位の御指導をいただき交通安全都市宣言の宣言をいたしました次第でございます。以来、福生市交通安全協会福生支部を始めとして市民の皆様方の御協力をいただきながら交通安全対策に努めてまいりました。さらに市民ぐるみの組織体制を整えて交通安全運動を強力に推進してまいりたいということで福生市交通安全対策について協議会を設けるべく条例の制定をお願い申し上げます。次第でございます。

それでは条例の内容につきまして御説明申し上げます。

まず第一条でございますが、これは交通安全対策基本法に基づき協

議会の設置につきまして定めております。

次に第二条は協議会の所掌事務についての規定でございます。主として交通安全の運動の推進、交通安全思想の普及、啓蒙につきまして御協議をお願いしようとするものでございます。

第三条には協議会の組織について定められてございまして、三十人以内で構成しようとするものでございます。

第四条につきましては知識経験者として委嘱申し上げる委員の任期でございます。二年と定めようとするものでございます。

次に第五条は役員の仕事についての規定でございます。会長及び副会長の任務について定められております。

第六条は協議会の招集についての規定でございます。

次に第七条は事務の処理に当たりまして事務局の設置をしようとするものでございます。

第八条は、この条例の施行に当たりましては必要の事項はこれを市長が別に定める旨の委任規定でございます。

最後に附則でございますけれども、昭和六十一年四月一日から施行するということでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議賜り原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。提案理由並びにその内容の説明を終らせていただきます。

○議長(田村中郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○九番(上野重勝君) 三点ばかり御質問申し上げます。

まず第一点ですが、第三条、組織の第三項のうちで、市長が委嘱又は任命するとなっておりますが、委嘱と任命についてどのように違うのか、まず第一点。

それから第二点は、四項目に市職員三人というふうにしてあります。このように内容の福生市防災会議条例の中では、市長の部内の職員のうちから指名するものというふうになっておりますが、この相違点について御説明をいただきます。

それから市職員三人というのはどうな事を予定をしているか。

以上、三点についてお願いいたします。

○市民部長(古谷正夫君)

第一点の委嘱と任命の関係でございますが、

委嘱につきましては一号から三号までについての方に委嘱をお願いする。それから四号につきましては任命というふうな形をとらせていただきたい。

次に四号の市職員でございますけれども、助役、収入役、教育長をお願いしようと思つてゐる次第でございます。(「防災会議条例では市長の部内の職員から指名するものとなっております。こちらは市職員三名として、この相違点と呼ぶ所あり」)

大変失礼しました。内容的には相違ございませんで、表現の違いというふうな形で御認識いただければと思つております。以上でございます。

○九番(上野重勝君)

委嘱と任命については私も大体さうだろうと思つてますが、

ただ防災会議条例の中ではこれが全部任命になつてゐるんですね。委嘱すべきものが任命というふうに規定をされてゐるんで、その点若干問題があるんじゃないかというふうに思ひますので、御質問申し上げたわけです。

それから、今の二点目については表現の違いということですが、できればこれはなるに統一した方がいんじゃないかと、さう思うに考へております。

それから第三点の市の職員三名

助役以下、教育長、収入役

といふことですが、これは後に出てきます。特別職の非常勤の職員の報酬に関

連がいたすものですが、この中で交通安全対策協議会委員が月額六千円、

議員は二分の一というふうになっておりますが、市職員についての費用弁償は、報

酬はどうなるのか、この点をお伺いいたします。

○市民部長(古谷正夫君)

市職員につきましては費用弁償その他については入つてござ

います。以上でございます。

○九番(上野重勝君)

地方公務員法二十四条によりますと常勤の職員であつても

特別職として勤務をした場合には給与を払つてもいいという規定がございます。

したがつて、この中に市の職員については払わないという規定がないということになります。

と、これは払つてもいいというふうに解釈できるんですが、その点については、これは後のものとひつかかつてきますけれども、どうなるでしょう。

○総務部長(浅見裕康君)

ただいまの報酬の支払との関係でございますが、

今御指摘をいただいたとおりでございます。従来、こういったものについて互扶互助、反私利の心というよりは明確に規定をせず一般的な一つの慣例によりまして解釈をいたしまして特別に規定を設けずに中の常勤の職員については特別職、一般職を問わず無報酬でお願いしているというふうな一つの実績と申し上げます。やういふ経過がございます。特別に云にはおことわりをしてないといふことでございす。これについては一応何ていうか、シビアに解釈をいたしますればただいまの見解は当然出るわけでございます。他の条例、他市の条例等についても特別にうたっているような例は余り見受けませんので、当市においてもこのような方法をとらせていただいております。

いずれにしても、やういふ見解もあるようでございすので一応内部で検討はさせていたしたい、かように思うております。

よろしくどうぞお願いします。(「了解」と呼ぶ音あり)

○二十四番(関 米吉君) 一つ、二つと。まず提案の理由の説明をお聞きしております。広く市民の皆さん方を対象とするというふうな事業を、交通安全運動の推進、あるいは安全思想の普及、啓蒙、そのほか交通安全対策に関する

ることを推進していただきたいという形になっております。それで交通安全協会という組織がございますね。あれは御案内のとおり自動車の運転免許証を保持してゐる皆さんを対象にするというふうな形でもって組織されると思ふんですが、交通安全協会とこの協議会との関連というのはどういう形になってくるのかといふことが一つです。

それから、この設置の理由とされておりますところの交通安全対策基本法第十八条第一項の規定に基づく。第十八条第二項の規定というの、は簡単に言うとはどういふことか、うたつてあるか、ちよとそれを教えていただきたいと。

それから三つ関係の知識経験者という層の中には、さっき言った交通安全協会というふうな層は、役職のある人たちがいろいろ組織に入つてくることか予定されているのか、ないのか、これとは全く別なのかどうか。そのところをちよとお聞かせしていただきたいと思ふんですが……。

○市民部長(古谷正夫君) 第一点の安全協会との関連でございます。安全協会につきましては事業をお願いするというふうな形で、こちらの協議会につきましてはその推進、それからPR等をお願いするというふうな形で考えられてゐるわけであ

ございます。従来どおり安全協会については事業をお願いするというふうなことでございまして。

それから、次に第二点目の十八条第二項の規定というふうな形になっておりますのは、中野村交通安全対策会議という見出しになっておりまして、中野村は、中野村交通安全計画を作成し及びその実施を推進するため条例で定めるところにより、中野村交通安全対策会議を置くこととございまして、この中野村の現定でございまして。

それから三点目の、三号の知識経験者の中に、女協の方が入っているかというふうなことでございまして、計画の中では三人をお願いしたいというふうなふうなところがある次第でございまして。以上でございまして。

○二十四番(関 米吉君)　　もうすると、この協議会というのは基本的なことを企画、策定すると。それで、そういう策定されたものは事業についての実施というものは主として安全協会にお願いしたいと、こういう形になるんですか。そのあたりをひとつお答えいただきたいと思います。

○市民部長(古谷正夫君)　　事業は青少年協と同じ役割を果たしていただくというこ

う考えでございまして、この協議会はいくつかも推進、それに関すること、それから改定等に関するところを計画するわけでもございまして、実施に当たりますし、交通安全など、ボイスカウトにお願いするところ、こういうふうな形をとらせていただくという考えでございまして。以上でございまして。(「はい、了解」と呼ぶ者あり)

○議長(田村中郎君)　　以上で質疑は終わります。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第六号は、厚生委員会に付託したいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村中郎君)　　御異議なしと認めます。よって議案第六号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(田村中郎君)　　日程第三議案第七号、福生市地域会館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本会について、提案不理由の説明を求めます。

(福祉部長 王子国利君登壇)

○福祉部長(王子国利君)

議案第七号福生市地域会館条例の一部を改

正する条例の提案を理由並に内容について御説明申し上げます。

今回新たに南田園に児童館機能を持つ地域会館を設置することに
伴い本条例を改正する必要があるためでございます。

次に内容につきまして御説明申し上げます。

四条第一号中の改正につきましては、田園会館内に児童館機能部分の休業
日を児童保育施設と同じにするために、この児童保育施設を削りまして
本文の整備をいたす次第でございます。

次の六条の使用許可につきましては、児童館機能部分を子供会等において
広く利用していただくというふうな考え方で許可を拡大するという事で、児

童館機能部分もただお貸しするという考え方で改正いたしました。

それから別表一の中のかえで会館の次に田園会館を追加いたしました。こ

れは地域会館の設置による名称及び位置を本文に追加する次第でございます。

次に、次のページの附則でございますが、この条例は十年の七月の一日から施行

するということでございます。

以上 雑駁でございますが、慎重な審議の上議案とおりお願いしたいと思っ
ております。

○議長(田村市郎君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本会に付する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第七号は、総務委員会に付託したいと

思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

御異議なしと認めます。よって議案第七号は、総務

委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(田村市郎君)

日程第四議案第八号福生市非常勤の特別職の職

員の報酬及び費用弁償に関する各事例の一部を改正する各事例を議題といたします。

不審なところ、提案理由の説明を求めます。

(総務部長 浅見裕康君登壇)

○総務部長(浅見裕康君) 御指名をいただきましたので議案第八号福生

市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する各事例の一部を改正する各事例につきまして提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

まず提案の理由でございますが、新たに福生市交通安全対策協議会委員及び田園会館の開館に伴います児童指導員の報酬を加えようとするることによるものでございます。それと、さらに医師がその資格において従事する非常勤の特別職の職員と見做る学校医等の報酬の引き上げをいたそうとするもので、このことにつきましては例年のことでございすやうに、西多摩医師会と西多摩地区市町村との協議によりて学校医等の報酬額が決定をされまして、その額により西多摩地区の九市町村が統一的にその額を改正するという方法をとっておりますが、本年分につきましても協議が終わっておりませんので、これらの報酬額の改正

をいたそうとするものでございます。

それでは改正内容につきまして説明申し上げます。

まず交通安全対策協議会委員は、防災会議委員等と同様、日額六千円に、それから児童厚生施設の児童指導員につきましては勤務内容及び教育相談員の報酬額を参考といたしまして月額十三万円と定めようとするものでございます。

次に学校医等に対しまして報酬の改定につきましては別表が附記載のとおりでございますが、率にいたしまして二八%から四七六%、額にいたしまして三百円から四千円の引き上げを行ふとするものでございます。

なお附則におきまして、本改正各事例は昭和六十年四月一日から施行しようとするものでございます。

次に雑駁な説明でございましたが、慎重御審議を得、原案のとおり御確定くださるようお願い申し上げます。説明にやえさせていただきます。

○議長(田村市郎君)

以上で提案理由の説明は終わりました。